

社会福祉審議会の概要について

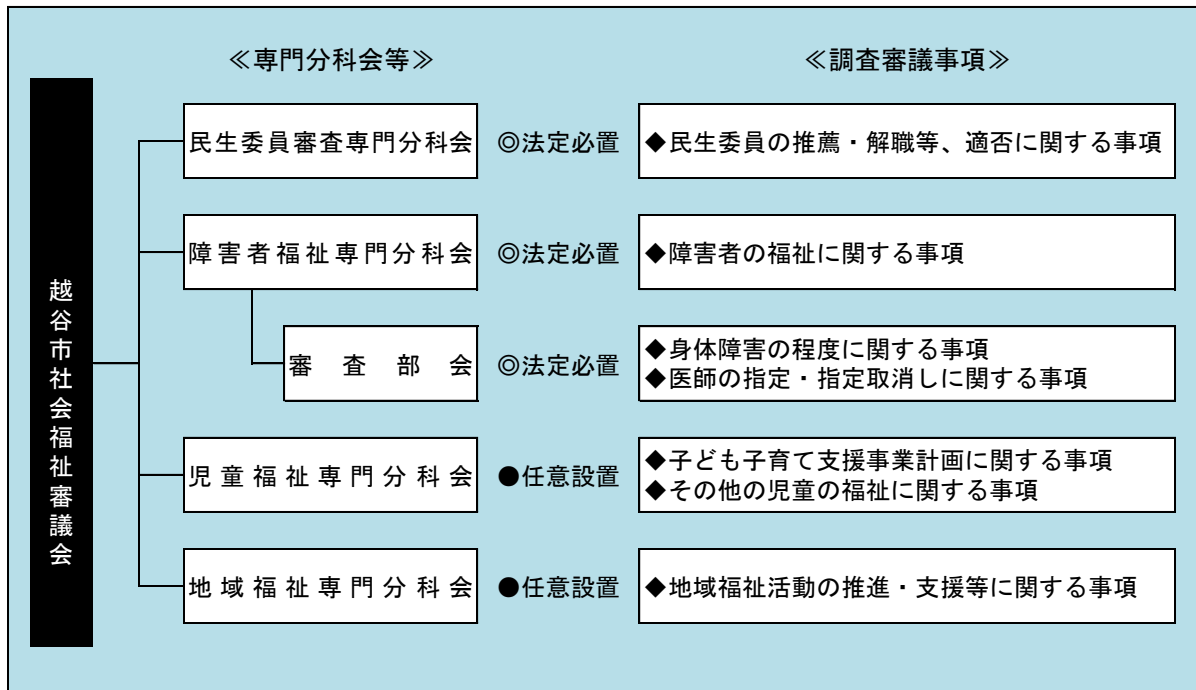
■社会福祉審議会とは

社会福祉審議会は、中核市移行に伴い、社会福祉法第7条第1項及び第12条第1項、子ども・子育て支援法第77条第1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条の規定に基づき設置するもので、広く社会福祉に関する事項を調査・審議するための附属機関です。

■社会福祉審議会の構成と役割

社会福祉審議会は、調査・審議内容が社会福祉という広範な分野に関わることから、複数の分科会や部会で構成され、通常は、各分科会等において、調査・審議が執り行われることとなります。

また、専門分科会等の設置については、法令で義務付けられているもの（法定必置）と、必要に応じて設置するもの（任意設置）があり、本市社会福祉審議会の構成と役割については、下記のとおりとなります。



■越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会とは

中核市移行前は、障害者基本法に基づく合議制の機関である越谷市障害者施策推進協議会を条例設置しており、ここで障がい者の福祉に関する事項について、ご審議いただきました。

平成27年4月の中核市移行により、障害者施策推進協議会と同様の目的を持った障害者福祉専門分科会が設置されましたので、障害者施策推進協議会の機能を障害者福祉専門分科会に移行し、平成27年3月31日をもって障害者施策推進協議会は廃止となりました。

○調査審議事項（越谷市障害者施策推進協議会からの機能移行）

- ・障がい者計画の策定及び推進に関すること
- ・障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること
- ・障がい福祉計画の策定に関すること

○委員

- ・社会福祉事業に従事する者 3名
- ・学識経験のある者 14名（うち3名が公募委員）

